

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
波佐見町	田ノ頭地区	令和3年3月16日	平成31年3月27日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	19.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.3 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
(備考) 農地中間管理事業による集積 2.6 ha (R2.9)	

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区的課題

75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が1haだが、耕作条件が厳しいため現状の中心経営体では引き受けるのが困難で、新たな農地の受け手の確保が必要。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

田ノ頭地区の農地利用は、中心経営体が担うほか、地域で農地を守っていくことを基本とする。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	8人		ha		ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

○ 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

○ 鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣害対策として、こまめに侵入防止柵の点検を行い、補修を確実に行う。また、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度を活用し、地域での草刈りや侵入防止柵の設置に取り組む。

○ 農地維持の取組方針

多面的機能支払制度を活用し、共同作業にて農地の保全・維持に努める。

○ 担い手確保の取組方針

後継者不在農家の離農に伴い、新規就農に向けて受入れ体制を整える。